

国民健康保険加入者の皆さんへ

4月から70歳未満の人が入院したとき、窓口での医療費負担が軽減されます！

70歳未満の人が入院したとき、3月までは、自己負担分（医療費の3割（3歳未満は2割））を全額負担して、後から申請により、自己負担限度額を超えた分が支給されましたが、4月からは「限度額適用認定証」を医療機関に提示することで、入院時の窓口での支払いが自己負担限度額（※下表参照）までとなります。

医療費の自己負担限度額は、所得区分に応じて異な

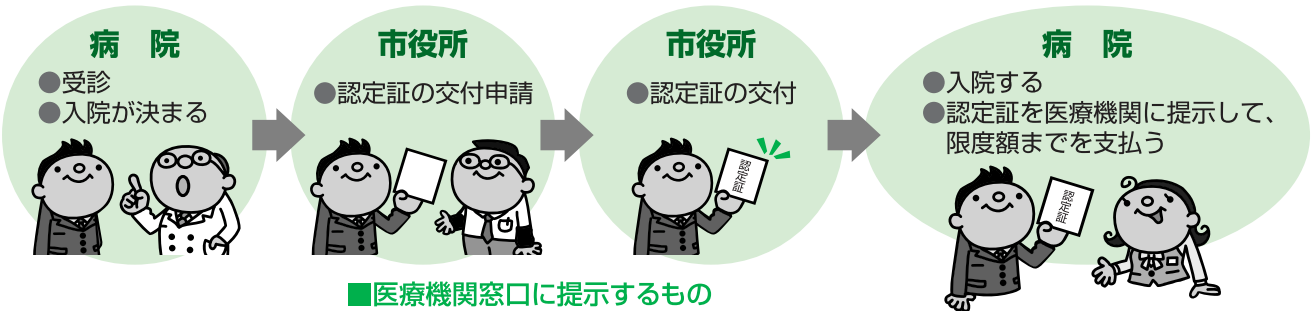
ります。医療機関の窓口で、その所得区分を明らかにするために「限度額適用認定証」が必要になります。

入院が決まったら、入院前に申請しましょう。

【申請手続きに必要なもの】

- ・保険証、印鑑
- ※保険料に未納があると、認定証は交付されません。

●手続きの流れ



■医療機関窓口で提示するもの

所得区分	3月まで	4月から
一般 (上位所得者以外の 住民税課税世帯)	保険証	保険証 限度額適用認定証
上位所得者	保険証	保険証 限度額適用認定証
住民税非課税世帯	保険証 標準負担額減額認定証	保険証 限度額適用・標準負担額減額認定証

上位所得者とは、国民健康保険料の算定基礎となる基礎控除後の総所得金額などが600万円を超える世帯に当たります。

所得の申告をしていない人も上位所得者とみなされます。

※自己負担限度額（月額）

所得区分	3回目までの限度額	4回目以降の限度額 ※
一般	80,100円+ (医療費-267,000円) × 1%	44,400円
上位所得者	150,000円+ (医療費-500,000円) × 1%	83,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※過去12カ月間に、一つの世帯で高額療養費の支給が4回目以降の限度額。

例 入院時の医療費が40万円掛かった場合（一般の場合）

- 自己負担分 医療費40万円×自己負担割合3割=12万円
- 自己負担限度額 80,100円+ (40万円-267,000円) × 1%=81,430円

3月まで	4月から
<ul style="list-style-type: none"> ●窓口負担 自己負担分 12万円 ●高額医療費 自己負担分12万円-限度額81,430円 =38,570円が 申請により、 後から支給されます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●窓口負担 81,430円 ●高額医療費 自己負担分12万円-限度額81,430円 =38,570円は 国保から医療機関に 支払われます。

詳しくは、市民課国保年金係・国民健康保険担当（内線132・133）へどうぞ。